

「野村の証券取引約款（個人のお客様用）」等の一部改定について

いつも格別のお引き立てをいただき誠にありがとうございます。
さて、早速ではございますが、サービス変更等に伴い、2024年1月1日より「野村の証券取引約款（個人のお客様用）」等を改定いたしますのでご案内申し上げます。

（下線部変更）

新	旧
<p>野村の証券取引約款(個人のお客様用)</p> <p>第1章 基本約款</p> <p>第2節 契約締結の条件等</p> <p>第4条(証券総合サービス)</p> <p>(1)~(4)(省略)</p> <p>(5) 前項にかかわらず、金銭の振込先指定方式または野村カードを利用しないことを個別にお伝えいただいた場合、<u>その他当社がこれらの利用を要しないと判断した場合、当社はこれらの利用を伴わない証券総合サービスを提供することができるものとします。</u></p> <p>(6)(省略)</p> <p>第7節 その他の通則</p> <p>第37条(承継により他の事業者から移管されたサービスまたは取引等の取扱い)</p> <p><u>当社が合併、吸収分割その他の事由により、他の事業者から証券事業を承継した場合、当該事業者から当社に移管されたお客様のサービスまたは取引等については、当該承継以後、この約款が適用されます。この場合、当該承継の時点において、この約款に従って必要となる当該移管前のサービスまたは取引等に相当する当社のサービスまたは取引等のご利用に係る契約が当社とお客様の間で締結されたものとして取扱います。なお、当該サービスまたは取引等を当該承継以降にご利用いただくに際して、当社が別途定める手続きを要する場合があります。</u></p> <p>第38条(合意管轄)</p> <p>(省略)</p> <p>2024年1月</p>	<p>野村の証券取引約款(個人のお客様用)</p> <p>第1章 基本約款</p> <p>第2節 契約締結の条件等</p> <p>第4条(証券総合サービス)</p> <p>(1)~(4)(省略)</p> <p>(5) 前項にかかわらず、金銭の振込先指定方式または野村カードを利用しないことを個別にお伝えいただいた場合は、<u>これらの利用を伴わない証券総合サービスに応じることがあります。</u></p> <p>(6)(省略)</p> <p>第7節 その他の通則</p> <p>(新設)</p> <p>第37条(合意管轄)</p> <p>(省略)</p> <p>2023年4月</p>

新	旧
<p>特定口座に係る上場株式等保管委託、上場株式等信用取引等および上場株式配当等受領委任に関する約款(特定口座約款)</p> <p>第16条(解約事由)</p> <p>1 次のいずれかに該当したときは、この約款による管理に係る契約は解約され、当該解約に伴い、お客様の特定口座は廃止されます。</p> <p>①～③(省略)</p> <p>④ お客様が「野村の証券取引約款」第1章第3節第15条(解約事由)に定める事由に該当するとき</p> <p><u>2 前項④に該当する場合、法令等により必要な手続きについてはお客様に代わって当社が行う場合があります。</u></p> <p>第17条(出国に伴う特定口座の取扱い)</p> <p>1 前条1項②に該当し特定口座が廃止される場合において、お客様が当社に対し、海外に出国する日までに特定口座継続適用届出書を当社に提出し、かつ、帰国後に特定口座開設届出書および出国口座内保管上場株式等移管依頼書を当社に提出するときは、出国前の特定口座から払出された上場株式等を出国扱いの口座(以下「出国口座」といいます)で管理し、帰国後に再開した特定口座に受入れることができます。</p> <p>2(省略)</p> <p>2024年1月</p>	<p>特定口座に係る上場株式等保管委託、上場株式等信用取引等および上場株式配当等受領委任に関する約款(特定口座約款)</p> <p>第16条(解約事由)</p> <p>1 次のいずれかに該当したときは、この約款による管理に係る契約は解約され、当該解約に伴い、お客様の特定口座は廃止されます。</p> <p>①～③(省略)</p> <p>④ お客様が「野村の証券取引約款」第1章第3節第15条(解約事由)に定める事由に該当することを理由として、<u>当社が解約を申し出たとき</u></p> <p>(新設)</p> <p>第17条(出国に伴う特定口座の取扱い)</p> <p>1 前条②に該当し特定口座が廃止される場合において、お客様が当社に対し、海外に出国する日までに特定口座継続適用届出書を当社に提出し、かつ、帰国後に特定口座開設届出書および出国口座内保管上場株式等移管依頼書を当社に提出するときは、出国前の特定口座から払出された上場株式等を出国扱いの口座(以下「出国口座」といいます)で管理し、帰国後に再開した特定口座に受入れることができます。</p> <p>2(省略)</p> <p>2020年5月</p>

以上